

学術研究論文



年末調整制度とＩＣＴ

水戸支部 神山俊男

1. 要旨

従来から年末調整の廃止を巡る議論には賛否両論がみられる。筆者はまず①それらの論点を再度整理し、次に②最新の税制や技術的動向を考慮し、そして③これら賛否両論における諸問題を解決するための対応策について提言するものである。

2. 年末調整制度の意義

わが国において年末調整制度は、昭和22年（1947年）のＧＨＱ軍政下、申告納税制度の採用に当って年収5万円（同年に再改正があり8万円）以下の給与所得者に対しての税額精算は年末調整制度で済ませることにし、確定申告を省略させることにしたのが端緒である。

個人はその年分の課税所得に対して納付税額が発生する場合には所得税法第120条の規定により確定申告書を提出する義務を負う。一方において給与所得者で給与等の金額が二千万円以下であるものについては、所得税法第121条の規定により前条の規定による申告の義務を負わない。

また、給与の支払をうける個人の所得税の納付は所得税法第183条の規定により雇用者が源泉徴収し納付する義務を負う。

そして年末までに給与を受けるものの最終所得の額や納付すべき税額が確定すると所得税法第190条の規定により雇用者がその給与を受けるものに代わって年末調整を実施し、過不足がある場合には精算を行なわなければならぬ。

従って、給与の支払をうける個人は一定の場合を除き、翌年度に確定申告書を提出することを要しない。これに伴い雇用者は所得税法第191条や第192条に規定されるように過納額の還付や不足額の徴収を行なう義務を負う。

仮に源泉徴収税額に不足があった場合には国に対して第一義的には源泉徴収義務者である雇用者が納付する義務を負い、その不足額を給与受給者が雇用者に支払う（国税通則法第2条）。これは一般的に納税者である個人が確定申告をした場合には不足額を直接国に対して納付することと異なる。

3. 年末調整制度の問題点

年末調整制度においては下記のような様々な問題点が

指摘されている。

- (1) 雇用者側に確定申告と同様な専門的知識が要求される
- (2) 税理士事務所に年末調整作業を依頼すれば報酬負担が生じる
- (3) 年末調整作業には雇用者側に一定の事務時間が必要となる
- (4) 給与の支払を受ける者に資料提供漏れや誤りがあつても第一義的には雇用者側が責任を負う
- (5) 給与の支払を受ける者は確定申告をせずに済んでしまうため税に関する関心や意識の高揚に資していない
- (6) 個人情報（プライバシー）が雇用者に知るところとなる

4. 年末調整制度廃止および存続論

上記のような問題点があることから、年末調整制度をめぐっては、その廃止を提案する論者と存続すべきとする論者がある。年末調整制度についてそれを廃止することを求める論者はその理由として、「給与所得者のほとんどの者は確定申告をせずに所得税の精算手続きを支払者に委ねているのは不自然ではないか」というものである。

一方、年末調整を存続させるべきとする論者は、その理由として、「確定申告のコストを望まず、年末調整によって課税関係が完結することで支障を感じていない納税者にまで確定申告を強要することは行き過ぎではないだろうか。このことに年末調整を廃止することによるコストに見合った便益があるとは考え難い」というものである。

5. 年末調整制度廃止論

詳しく見てみよう。年末調整制度廃止を提案する論者としてまず平成21年10月16日金曜日、大宮支部の石田徳士会員は、平成21年度第37回日税連公開研究討論会（会場：千葉市幕張メッセ国際会議場、主催：日本税理士連合会、共催：関東信越税理士会、テーマ：「所得税に係わる諸問題～給与所得者の課税から考える～」）の第二部で、「年末調整制度を見直す」と題しておおむね次のように年末調整等が抱える諸問題の重要性から廃止する提案を行なった。

“源泉徴収制度及び年末調整の存在により給与所得者のほとんどの者は確定申告を要しない。給与所得者が所得税の精算手続きを支払者に委ねているのは、不自然ではないか。また、源泉徴収制度及び年末調整も、次に掲げる問題を抱えている。

- ①給与所得者の納税者意識（歳入及び歳出への関心）を希薄にしてしまう
- ②給与所得者が国に対し直接的な法的関係を有していない
- ③給与所得者は給与等の支払者に自身の個人情報を開示しなければならない
- ④支払者に過剰な事務負担が負わされているならば一層のこと、年末調整を廃止してしまってはどうかという思いから、本稿では年末調整を廃止すること

を提案した。従来の年末調整の廃止に対する慎重論が、その影響による事務負担の増大ということに起因しているのであれば、平成16年2月からe-Taxが運用開始されてから5年が経過し、この5年の間には、e-Taxについて、e-Taxソフトそのものの改良、電子証明書の扱い、添付書類の扱い等、多くの点において改良が重ねられてきた。所得税の確定申告環境が大きく変化している今日においては、議論すべき余地があるのではなかろうか。

現在はパソコンの普及に伴い、利便性の高いソフトが次々に開発されている。確定申告においても、現在のように納税者が必要項目を計算していくのではなく、一定の質問項目にQ&A方式で回答していけば税額が計算されるようなソフトが開発される可能性もある。

また、同日税連公開研究討論会で第二部「年末調整制度を見直す」として同じく発表された新潟支部の逸見聴会員も、次のように環境変化により受給者自ら確定申告を行なう機械を与えるべきと提案した。

“給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度は、戦後の復興期から高度経済成長期を経て成熟社会となった日本の財政を支え続けたといつても過言ではない。しかし、人々の生活スタイルが多様化している現在、その制度はあまりに硬直的すぎるきらいがある。雇用形態の多様化、労働力の流動化に対応するためには、源泉徴収は簡素な制度とし、受給者には自ら確定申告を行う機会を与えるべきであろう。e-TaxやeLTAXの導入により申告・納税環境が劇的に変化してきた今日、その実現性が高まってきたと考える。”

6. 年末調整制度存続論

年末調整制度を存続すべきとする論者として、財団法人世界平和研究所の平和研レポート・主任研究員の田中秀治氏があげられる。田中氏は2008年7月号のIIPS Policy Paperにおいて「給与所得者に対する所得税をめぐる諸問題について」というテーマで、執行上の困難さ、徴税コストが増えることといった問題から、年末調整制度は現状のまま維持することを主張した。

“結局のところ、年末調整廃止論は、納税者の意識向上を主たる論拠とするものであり、精神論にどまるものに過ぎないのではないか。個々の納税者が、納税者としての意識を高め、国家財政のあり方について関心を高めることは重要であるが、確定申告のコストを望まず、年末調整によって課税関係が完結することで支障を感じていない納税者にまで確定申告を強要することは行き過ぎではないだろうか。このことに年末調整を廃止することによるコストに見合った便益があるとは考え難い。

以上の検討を踏まえれば、望ましいあり方としては、給与所得に関する年末調整制度は現状のまま維持し、原則的には給与所得者については年末調整で課税関係が完結するようすべきであると考える。”

田中氏は仮に給与所得者の全員（6千万件）が確定申告を実施に移した場合には以下のような事態が生じることが懸念されるとしている。

- ・還付作業の停滞による還付までの所要日数の増加
- ・十分な調査、チェックが不可能となり、不正還付の横行を許す

- ・確定申告事務に事務量が割かれることによる実地調査割合の低下
- ・簿書保存スペースの不足
- ・遠隔地に簿書を保管する場合における紛失等のリスク
- ・徴税費用の相当程度の上昇

さらに同氏はプライバシーの問題点につき、年末調整そのものを廃止する論拠としては薄弱であるとしている。

“プライバシーの問題については、雇主に家庭状況を知らせたくないとの選択は尊重すべきであるが、現実的には雇主の側では各種手当を支給する関係上、家族状況を一定程度把握していることが一般的であり、年末調整と確定申告の選択を可能とする論拠とはなっても、年末調整そのものを廃止する論拠としては薄弱である。”

7. 年末調整制度と確定申告

現行所得税法上、個人はその年1月1日から12月31日までを課税期間として、その期間内の収入・支出、医療費や寄付、扶養家族状況などから所得を計算した申告書を翌年3月15日までに税務署へ提出し、納付すべき所得税額を確定する。

ただし給与所得者は年末調整制度により納税額を確定する。これは国が財務政策の一環として早期に税収を確保するために源泉徴収制度が導入され、そして様々な観点からその延長として雇用者が年末に給与を受けるものの所得税を精算する義務を負わせたもの、と解される。

8. 納税環境の変化

平成12年11月にIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）が制定され、平成13年1月に「e-Japan戦略」が策定された。「e-Japan戦略」では、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標とし、その手段として、高速インターネットを普及させるための技術やインフラ整備を重要視した。

「e-Japan戦略」の後継となる「u-Japan政策」では、「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」簡単にネットワークが利用できる「ユビキタスネット社会」を実現するために、世代や地域を超えたコンピュータの利活用や、人と人、人とモノを結ぶコミュニケーションを重要視している。

このような背景から、総務省では「IT政策大綱」を平成17年には「ICT政策大綱」と改称するなど、u-Japan政策の推進に伴い、コミュニケーションというキーワードを含むICT（情報通信技術）を積極的に活用している。

平成16年6月より国税電子申告・納税システム(e-Tax)の運用が開始された。これは、国税庁が提供している国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットを通じて行うことができるサービスの通称である。

e-Taxによって確定申告を行うことによるメリットとしては、まず(1)税務署に出向かなくとも、あるいは郵送しなくとも申告ができること、(2)閉庁時間帯にも申告が行えること、(3)申告書の正確な作成が行い易いこと、さ

らに(4)紙ベースで申告した場合よりも還付されるまでの期間が早くなることなどであろう。

デメリットとしては、以下に掲げるような機器やソフトの準備および技術などの習得が必須であることであろう。

- ・パソコン（タブレットパソコンやスマートフォンは不可）
- ・O S（オペレーティングシステム：WINDOWS・MacOSなど）が最新であること
- ・国税庁が推奨するウェブブラウザのインストール
- ・住民基本台帳ネットワークカードなどの電子証明書の入手（有効期間あり）
- ・I Cカードリーダの購入
- ・パソコン操作に関する技術力と確定申告に関する知識

これらのデメリットを解消するための施策の一環として、平成19年度から全国の税務署及び申告相談センター等において、各税務署等が代理送信をする設定としたパソコンを用意して、電子申告の体験版といえる「初回来署型電子申告」主体の確定申告相談会場を設置し（納税者がパソコンや電子証明書等を用意しなくとも電子申告をすることができる）、パソコン操作に不慣れな者に対しては税務職員やアルバイト等がパソコン操作を補助する等の試みを行っている。平成19年度の利用率の急伸の背景には、この制度によるところのものが大きいとされている。

また、平成19年度ではあくまで体験版であり「翌年以後は自宅で電子申告を」という趣旨のものであったが、前述のとおり自宅で電子申告を行う際のハードルの高さは依然として改善されていないため、平成20年以降も「連年税務署等に来て電子申告を行っても良い」等、スタンスを変えた対応をせざるを得ない状況となるなどといった新たな問題も生まれている。

平成22年からはパソコンの操作が少しでもできる者は可能な限り自分でパソコンを操作して送信するスタンスで申告指導を行っており、主に勤労世代に対して翌年以降は自宅のパソコンで申告するよう呼びかけ、確定申告期の来署者の削減を図る方針が取られている。

一方、個人が確定申告する場合、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申請を行う方法がある。この場合、e-Taxソフトの導入は不要である。ただし、電子証明書の認証を行うために、住民基本台帳ネットワークカードとカードリーダが必要となる点は変わらない。なおWindowsXPについてはそのセキュリティサポート終了により、平成26年4月10日以降は推奨環境外となるという不都合な面もある。

国税庁によれば最近の所得税及び復興特別所得税の確定申告書およびe-Taxなど I C T（情報通信技術）を利用した提出状況は次の通りとなっている。

平成24年分所得税等の確定申告では、所得税の確定申告書の提出人員に占める I C Tを利用した提出人員が初めて過半となり、平成25年分も前年より2.9ポイント上昇の54.3%に達した。

年分	確定申告人員	I C T利用人員	確定申告人員のうちICT利用人員の占める割合
平成21年分	23,674千人	9,604千人	40.6%
平成22年分	23,150千人	10,396千人	44.9%
平成23年分	21,853千人	10,690千人	48.9%
平成24年分	21,525千人	11,071千人	51.4%
平成25年分	21,434千人	11,638千人	54.3%

（「国税庁 平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について」から集計）

（注）いずれも翌年3月末日までに所得税の確定申告書を提出した人員である。

場所別に I C Tを利用した所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の提出人員内訳は次の通りである。自宅等および署での利用とともに順調に伸びている。署での利用は対前年比0.6ポイントとやや伸び悩みの感があるが、自宅等の利用は平成25年分で前年比2.2ポイントも増加している。

年分	自宅等	署
平成21年分	4,943千人(20.9%)	4,660千人(19.7%)
平成22年分	5,440千人(23.5%)	4,957千人(21.4%)
平成23年分	5,848千人(26.8%)	4,842千人(22.2%)
平成24年分	6,194千人(28.8%)	4,878千人(22.7%)
平成25年分	6,644千人(31.0%)	4,994千人(23.3%)

（「国税庁 平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について」から集計）

（注）かっこ書は、確定申告人員に対する割合（構成比）である。

自宅等での I C T利用内容は次の通りである。「民間の会計ソフトで申告書を作成してe-Tax」が312万人、「HP作成コーナー・e-Tax」が63万4千人、「同コーナーで申告書を作成して書面での提出」が289万1千人の計664万4千人、ともに順調に増加している。

（単位：千人）

年分	各種ソフト・e-Tax	HP作成コーナー・e-Tax	HP作成コーナー・書面
平成21年分	2,306	488	2,149
平成22年分	2,602	570	2,268
平成23年分	2,789	619	2,441
平成24年分	2,945	637	2,612
平成25年分	3,120	634	2,891

（「国税庁 平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について」から集計）

署でのICT利用内容は次の通りである。申告書を作成して「e-Tax」が458万4千人、同「書面での提出」が41万人であった。

(単位：千人)

年分	署パソコン・e-Tax	署パソコン・書面
平成21年分	4,285	375
平成22年分	4,575	381
平成23年分	4,462	380
平成24年分	4,517	361
平成25年分	4,584	410

(「国税庁 平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について」から集計)

e-Tax自体での所得税の申告書提出件数は、自宅等および署での利用を合わせると前年の809万9千件から883万8千人へと9.1%増加。これは、所得税の確定申告書の提出人員の4割強(41.2%)がe-Taxを利用したことになる。

9. e-Tax普及上の問題点

既述のとおり、現在e-Tax利用には様々な点において不便であるとする意見が多い。詳しく見てみよう。e-Taxが利用できるようにするために次のような事前準備が必要となる。

- ・e-Tax利用に適したパソコンの確保
- ・最新のオペレーティングシステムをインストール
- ・インターネット回線の確保
- ・電子証明書を入手
- ・電子証明書を登録
- ・ICカードリーダライタを購入
- ・ICカードリーダライタ用ドライバをインストール
- ・e-Tax関係ソフト等のインストール等
- ・e-Tax関係のURLを信頼済みサイトに登録
- ・e-Tax関係のURLをポップアップブロックの許可サイトに登録
- ・ルート証明書をインストール
- ・公的個人認証サービス利用者クライアントソフトをインストール
(住民基本台帳カードに格納された電子証明書を利用する場合)
- ・電子署名を付与するための署名送信モジュールをインストール
- ・開始届出書の送信(利用者識別番号の取得)

こうした利用環境の準備において必要となるものはパソコンやICカードリーダライタ機器の購入(経済的コスト)、電子証明書の入手など手間・時間などがあるが、主に各種ソフトをインストールする際の技術力である。ある程度コンピュータに詳しいものなら、各種マニュアルで調べたり、あるいは国税庁e-Taxヘルプデスクなどによる助言を受けたりして最終的に利用可能となるであろう。しかしパソコンに詳しくない一般の納税者はこれらの事前準備の内容を知れば利用をためらうことが想定される。

民間会社(楽天リサーチ株式会社)は平成24年1月26日から27日の2日間に楽天リサーチ登録モニター(約220万人)の中から全国の20歳から69歳の男女計千人を対象に確定申告に関するインターネット調査を実施した。その結果次のようなことが判明した。

“国税庁のホームページの利用経験がある人以外に、国税庁のホームページで申告書を作成できることを知っているかどうか聞いたところ、8割以上(82.4%)が「知っている」と答えた。

同様に、「e-Tax」の利用経験がある人以外に、「e-Tax」でインターネットから申告できることを知っているかどうかを聞いたところ、「知っている」という回答が9割近く(87.6%)に上った。

「e-Tax」は、“認知率は高いが、利用率は低い”という傾向がこの数年続いているが、では“知っているのに使わない”のはなぜなのだろうか。その理由で最も多かったのは、「ICカードリーダライタの入手に費用がかかる」(21.3%)、続いて「利用方法がわからない」(18.2%)、「電子証明書の取得に手間がかかる」(15.9%)、「電子証明書の取得に費用がかかる」(10.1%)、「パソコンに対する知識が十分でないから」(9.5%)などの回答がそれに続いた。費用、ノウハウ、手間などが利用の大きなネックになっていることがわかる。”

10. スマートフォン等によるe-Taxソフト(SP版)利用開始

国税庁は、スマートフォン等の普及や利用者からの意見を受けて、利便性の向上を図るためこれまでパソコンでの利用を前提としていたe-Taxのサービスのうち、一部の手続等についてスマートフォン等でのご利用を平成26年6月16日(月)より開始した。利用できる項目は次の通りである。

(1) 利用者情報の登録・確認・変更

申告・申請等データの基本情報となる氏名、住所等の情報、「税務署からのお知らせ」等を受信するメールアドレスの登録・確認・変更(法人利用者については、利用者情報の確認機能のみ利用可能)

(2) 納税

納付情報登録依頼(税目、納付金額等の納付情報データの作成及び送信等)、ダイレクト納付、インターネットバンキング(金融機関等サイト)へのリンク

注: 納付情報登録依頼について、税理士等による代理送信は利用不可

(3) メッセージボックスの確認

e-Taxに送信した申告・申請等データの送信結果、「税務署からのお知らせ」等の確認

(4) 還付金処理状況の確認

e-Taxを利用して還付申告を行った場合の、還付金の処理状況の確認

パソコンによるe-Tax利用にいたるまでの事前準備で、「電子証明書、ICカードリーダライタの取得に手間や費用がかかる」という問題を払拭し、負担が大幅に軽減された点で評価できる。しかし確定申告はまだスマートフォン等による利用メニューには含まれていな

い。これは国が「公的個人認証がまだ充分に確立されていない」と判断した結果であると思われる。

ところで現在、インターネットバンキングやネットショッピングでは電子証明書を用いずにID・パスワードのみによる個人認証方式が採用されている。この方式においてセキュリティ強化策として最近ワンタイムパスワードの利用が推進されている。ワンタイムパスワードとは、コンピュータリソースに対するアクセス用に発行される一度限り有効なパスワードのことである。

定期的にパスワードを変更することで、それも一度限り有効なワンタイムパスワードを利用することで、未承認者によってアクセスされるリスクは大幅に低減することができると言われている。みずほ銀行、三井住友銀行やゆうちょ銀行など大手金融機関が利用勧奨をしている。

11. プライバシー確保の問題点

さて、年末調整制度における諸問題にプライバシー確保の問題がある。年末調整では雇用者が給与の支払を受けるものに代わって個人の年税額（給与所得に係る正しい税額）を計算することになるので、雇用者は従業員から年末調整を行うための必要な資料（所得控除のための資料）の提出を受けることになる。所得控除のうち雑損控除・医療費控除・寄付金控除の3種の物的控除は年末調整で考慮されない所得控除となっているが、それ以外の所得控除は年末調整の対象となる。

それらは、社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除及び損害保険料控除、地震保険料控除、障害者控除・寡婦（寡夫）控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除および扶養控除である。また居住者が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等（以下「取得等」という。）をした場合で、一定の要件を満たすときは、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができる。

これらの控除を受けようとする場合に雇用者に通知する情報のうち、プライバシー上問題とされやすそうのは次のような項目である（各人の主觀によって差がある。人によっては全く問題にならない項目もある）。

- ・家族のもので国民年金や国民健康保険料などをきちんと支払っているか、滞納しているか
- ・どのような保険会社を利用し、どのくらいの保険をかけ、保険料を支払っているのか
- ・寡婦（寡夫）となった理由は何か（死別か離婚か）
- ・結婚しているのか、相手の年齢は、配偶者の収入はどのくらいあるのか、どこに勤務しているのかなど
- ・扶養となる家族はどのくらいの年収があるのか、生計を一にしているのか
- ・住宅購入価格はいくらか、住宅ローン借入残高はいくらか、どの建設会社を利用したか

これらの項目は雇用者で各種手当を支給する関係上、一定程度把握することが必要ではあるが、給与の支払を受けるものにとっては、できれば知らせずに済めばこしたことはないことであろう。平成年26年7月に通信教

育大手「ベネッセコーポレーション」の顧客情報が大量に流出し、名簿業者を通じて流通するところとなってしまったことが明らかにされた。

インターネットサービスや携帯電話・スマートフォンを使った、従来の常識を超えた個人情報の収集が、海外のIT事業者を中心に大々的に始まっているという状況であろう。

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がインターネットネットワークを初めとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会（ユビキタス社会）の進展によって様々な個人情報を含むデータが大量に収集され、処理され、利用されるようになった現在、個人情報の目的外利用や情報漏えいといった、情報セキュリティ面のリスクの増大に対して社会の関心が高まっている。この分野で一旦事故を起こせば直接的、間接的に、プライバシー保護の対象者である勤労者はもとより雇用者側としても多大なダメージを受けることになるであろう。

12. 提言

平成26年8月29日に財務省は（平成25年度の事業に係る）行政事業レビューシートの最終公表を行った。このシートの中で、行政事業レビュー推進チームは、「利用者利便の向上」として「e-Taxの利用率向上を図るために、マイナンバー^{*1}の導入を契機として認証方式を抜本的に見直すべく、利用率向上を妨げる要因となっている公的個人認証を要しない新たな認証方式の導入や、スマートデバイス^{*2}による利用手続の拡大等に取り組むこと」とし、それらに必要な経費を新規に要求する（27年度における要求額は3億円）とする意見を表明している。筆者注：

※1：マイナンバーとは「社会保障・税番号制度」のこと。複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度。平成27年10月から、住民票を有する国民の皆様一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知される。また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知される。

※2：スマートデバイスとは、情報処理端末（デバイス）のうち、単なる計算処理だけではなく、あらゆる用途に使用可能な多機能端末のことである。明確な定義があるわけではなく、スマートフォンやタブレット端末を総称する呼び名として用いられている場合が多い。一般的には、iPhoneやiPad、Androidフォン、Windowsphone、スマートPCなどがスマートデバイスに含まれる。

さらに、《その他の取組み》として、次のような表明があった。

“①マイナンバーの導入を踏まえ、マイポータルとe-Taxの連携について、内閣官房等の関係省庁と協議しつつ検討を進める。②到達すべき利用率について、今秋策定する「改善取組計画」の中で当面（平成26～28年

度）の目標を明示する。更に、上記のとおり公的個人認証を要しない認証方式の導入など抜本的な見直しを予定しており、それによって自宅からのe-Tax申告の増加など、e-Taxの利用率に大きな影響が及ぶと考えられるので、新方式の導入（マイナンバーを記入した申告が本格化する平成29年の導入を想定）のタイミングと合わせて、改めて目標を見直すこととする。”

こうした環境にあって、筆者は対象を給与所得者に限定した（仮称）「年末申告」e-Taxアプリケーションの開発を提言したい。これはe-Taxの利用率向上を妨げる要因となっている公的個人認証を要しない新たな認証方式の導入と機を一に、現行の年末調整制度を改正し、給与所得者はその選択により自己の端末あるいは雇用者の端末を利用して「年末申告」を行うことができるとするものである。

実現した際のイメージを紹介すれば次のようになるであろう。雇用者は、年末調整（「年末申告」）を自己で行うことを選択した給与所得者を年末調整手続き上、年調未済として処理する。給与所得者が年末申告に用いる入力端末は自己の所有するパソコンはもちろんスマートホンなどのスマートデバイスを使用しても、あるいは事業者のパソコン等でも構わないと想する（税理士事務所による代理送信を選択した場合には税理士事務所のパソコンが使用される）。これまで国税のICTによる利用は次第に拡大してきたが、なお自宅等または署でのパソコンによる利用や税理士事務所による代理送信に限定されていたので、さらに扱える機器や機会を増やして利便性の向上に資することになると考える。

具体的には年末調整は次のような手順で行われるイメージになるであろう。

①本年分の給与総額の計算

雇用者から交付を受けた年調未済の源泉徴収票に基づき入力

②各種保険料の控除額の計算

該当があれば各種保険料等を入力

③扶養控除等の控除額の計算

該当があれば扶養控除等のデータを入力

④配偶者特別控除額の計算

該当があれば配偶者の生年月日や合計所得等を入力

⑤課税給与所得額の計算

自動計算

⑥「算出年税額」の計算

自動計算

⑦住宅借入金等特別控除額の計算

該当者は、住宅借入金等特別控除の適用を受けるもので住宅借入金等特別控除の適用を受けるために確定申告をした翌年以降の年分については住宅の取得等の対価の額や住宅ローン等の年末残高の合計額を入力

⑧算出年税額の計算

自動計算

⑨過不足額の計算

⑧で求めた算出年税額と本人の給料や賞与から控除した源泉所得税の合計額との差によって過不足額を自動計算。この結果不足額があれば選択により電子納税あるいは納付書によって納付し、過大額があれば還付金を受け

とる場所（銀行等口座）を入力

⑩税理士による電子署名

税理士の電子署名を受けて代理送信によるものとする

13.まとめ

從来からみられる年末調整の廃止を巡る賛否両論および最新のICT状況を吟味した。その結果、賛否両論のメリット・デメリットやICT状況を勘案しつつ、納税者の税負担意識の向上や将来的な「ユビキタスネット社会」の実現を図るため、(1)給与所得者のプライバシーを最大限確保、(2)会社の事務負担軽減という点から、新たな構想の実現を提案した。

それは源泉税徴収制度及びその存在を前提とする年末調整制度を残しながら、給与所得者はその選択により、(1)従来どおり雇用者に年末調整作業を委ねることもできるし、また(2)プライバシー確保を優先したい者等にあっては、納税者自らがパソコンはもとよりスマートホンなどのスマートデバイスでも（仮称）「年末申告」e-Taxの開発および利用開始により簡単に年末調整を行なって年税額を確定させることもできる、というものであった。

参考資料：

記帳代行ヘルパー税理士サイト：「年末調整と源泉徴収制度の歴史」

平成21年度第37回日本税理士連合会公開研究討論会資料

財団法人世界平和研究所2008年7月号IIPS Policy Paper

国税庁「平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について」

国税庁（平成26年6月16日）「「納税に便利」6月16日から、スマートフォン等でe-Taxをご利用いただけます」

国税庁長官官房企画課「平成24年分民間給与実態統計調査－調査結果報告」

国税庁（平成19年分）「民間給与実態統計調査結果の概要」

税務大学校研究部教官・日景智氏「所得税と個人住民税との関係について」

税制調査会・基礎問題小委員会（平成17年6月）「個人所得税に関する論点整理」

国税庁ホームページ「e-Taxをご利用になる場合の事前準備等」

国税庁「平成25年度における国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用に関するアンケートの実施結果について」

楽天リサーチ株式会社（2012年2月21日）「確定申告に関する調査」

日本税理士連合会ホームページ「電子申告に関するQ&A」

財務省「平成25年度の事業に係る行政事業レビューシート」

ITbook株式会社ホームページ「社会保障・税番号制度（マイナンバー）とは？」